平成２５年（フ）第１８４５号
福岡市中央区小笹２丁目10番40―307号
破産者　荒木　憲二
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０３１号
福岡県春日市上白水５丁目27番地春日パークマンション201号
破産者　本田　昭二
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０３２号
福岡県春日市上白水５丁目27番地春日パークマンション201号
破産者　本田　末子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５号
香川県東かがわ市湊498―１　キャスコ第一社宅３号室、住民票上の住所福岡県福津市花見が丘１丁目10番20号
破産者　殿ケ下寒吉
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１２号
福岡市中央区警固２丁目16番20―301号、住民票上の住所福岡県大野城市大城５丁目19番13号
破産者　古屋隆二郎
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７号
佐賀県多久市多久町6787番地３
破産者　品川　富代
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
佐賀県佐賀市久保田町大字久富3127番地７
破産者　原田　淳子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６９８号
北海道北広島市東共栄１丁目７番地４
破産者　三上愼八郎
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２号
札幌市手稲区稲穂２条７丁目６番10号　コーポ洋景台102号
破産者　柴田　則眞
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２号
札幌市中央区北１条西19丁目１番１―703号花井美栄子方、住民票上の住所札幌市手稲区新発寒７条６丁目７番８号
破産者　堺　　孝則
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８９号
北海道江別市幸町22番地の13　江別幸町ビル801
破産者　中根　　浩
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８９号
札幌市南区川沿１条２丁目１番13号　カーサ藻岩台206号
破産者　鈴木　健一
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７号
埼玉県熊谷市新堀867番地15
破産者　横山　泰代
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第５９７号
埼玉県草加市旭町１丁目４番７号　ディライトフル203号、破産手続申立時の住所埼玉県草加市八幡町766番地　ラナンキュラス203号、旧住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区８棟306号
破産者　木ノ下輝男
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
相模原市南区新戸2574番地５　吉山ハイツ５号室
破産者　桑原　　寛
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２７０号
山梨県笛吹市春日居町鎮目29番地３　春日居ライフピアマンション1031、開始決定時の住所山梨県笛吹市石和町小石和1658番地８
破産者　五味　　巧
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
長野県大町市常盤7102番地11
破産者　荒井　絹子
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４３号
愛知県稲沢市一色上方町117番地７
破産者　平野　正人
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部